



大森第二中学校

保護者通信

令和5年3月8日
大森第二中学校
校長 成清敏治
TEL 3762-6456

第76回卒業式、年度内学校行事のマスクの取扱いについて（3月2日通知）

このたび、卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方につきまして、文部科学省より通知がありました。これに基づき、本区では卒業式並びに卒業式以外の令和4年度内における学校教育活動について、以下のとおりの対応といたします。保護者の皆様におかれましてはご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

1 卒業式におけるマスクの取扱い等について

(1) 基本的な考え方

- ア 児童・生徒及び教職員は、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本としています。
- イ 来賓や保護者等は、マスクを着用することを基本としています。
- ウ 参加人数は、座席間に触れ合わない程度の距離を確保している場合、制限しないこととしています。⇒ 本校は体育館の広さに鑑み保護者2名までに制限

(2) 特定の場面におけるマスクの取り扱い等についての考え方

- ア 国歌・校歌等の斉唱を行う場面では、児童・生徒及び教職員は、原則としてマスクを着用することとしています。
- イ 児童・生徒が合唱を行う場面や、複数の児童・生徒による、いわゆる「呼び掛け」を実施する場面では、合唱や呼び掛け等を行う児童・生徒は、原則としてマスクを着用することとしています。⇒ 本校もこの考え方に基づき、卒業式を執り行っていきます

(3) その他ご留意いただきたいこと

- ア マスクの着用を希望する児童・生徒等や、健康上の理由によりマスクを着用できない児童・生徒等への配慮を行うこととしています。
- イ マスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うことにしています。

2 年度内の卒業式以外の学校教育活動におけるマスクの着用の取扱いについて

- (1) 厚生労働省の通知により、令和5年3月13日から一般のマスクの着用については個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とすることとされていますが、文部科学省の通知において令和5年3月31日までの年度内における卒業式以外の学校教育活動については、従来どおりとしており、この内容を踏まえ、区立学校においてはマスクの着用も含めて3月31日までは引き続き従来どおりの新型コロナウイルス感染症対策を実施します。
- (2) 4月1日以降の新年度の対応につきましては、文部科学省から改めて学校教育活動におけるマスク着用の考え方に係る留意事項が示される予定ですので、区立学校における対応についてはこれを踏まえた上で検討し、決まり次第、迅速に各小中学校を通じて保護者の皆様あてに周知させていただく予定です。